

随意契約見直し計画

平成19年12月
独立行政法人医薬品医療機器総合機構

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成20年度以降、順次一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(25.0%) 26	(25.4%) 592
一般競争入札等	競争入札			(51.9%) 54	(23.5%) 547
	企画競争	(14.4%) 15	(20.7%) 482	(1.9%) 2	(1.4%) 33
随意契約		(85.6%) 89	(79.3%) 1,844	(21.2%) 22	(49.6%) 1,154
合 計		(100%) 104	(100%) 2,326	(100%) 104	(100%) 2,326

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(%)	(%)
一般競争入札等	競争入札			(66.7%)	(96.9%)
	企画競争	2	79		
		(%)	(%)	(%)	(%)
随意契約		(100%)	(100%)	(33.3%)	(3.1%)
		3	81	1	3
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		3	81	3	81

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(25.7%)	(26.4%)
一般競争入札等	競争入札			(51.5%)	(20.9%)
	企画競争	26	592		
		(14.9%)	(21.5%)	(2.0%)	(1.5%)
		15	482	2	33
随意契約		(85.1%)	(78.5%)	(20.8%)	(51.3%)
		86	1, 763	21	1, 152
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		101	2, 245	101	2, 245

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、国と同基準としている。

(3) 随意契約の公表の基準について、国と同基準としている。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、以下の措置を講じ、平成20年度以降、順次一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

情報システム、調査研究、広報業務等について、総合評価方式による一般競争入札の促進を図るため、過去に実施した総合評価方式による入札を参考に標準業務手順書を作成し、導入拡大に努める。

(2) 複数年度契約の拡大

システム関連等の複数年度にわたる契約については、従来、自動更新特約により、毎年度随意契約を締結していたが、今後は、複数年度契約を踏まえた一般競争入札を拡大していく。

ただし、中期目標期間をまたぐ複数年度契約は、公共料金等やむを得ないものを除いてできないため、第2期中期目標が開始する平成21年度以降に行う。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、引き続き入札公告のHPへの掲載等、効率的な業務を行っていく。

(4) 業務・システム最適化計画に基づく取り組み

平成19年度に業務・システム最適化計画を策定し、それを踏まえ、従来随意契約にて実施してきた既存システムの改修、機能追加等についても随意契約から一般競争入札への移行を促進することとする。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載